

●香川県公告第五百三十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十五年九月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 意見の対象となった届出に係る公告
平成十五年香川県公告第二百七十三号
- 二 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
マルヨシセンター池園店
坂出市池園町五二九番一号
- 三 法第八条第一項の規定により坂出市から聴取した意見の概要
当該届出に係る変更により、店舗周辺の地域の生活環境に与える影響はほとんどないと考えられる。
- 四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要
該当なし
- 五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
 - 1 縦覧場所
香川県商工労働部経営支援課
坂出市環境経済部商工観光課
 - 2 縦覧期間
平成十五年九月九日（火曜日）から同年十月九日（木曜日）まで